

# 令和3年度保険料率算定に係る基礎データ

# 令和3年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和元年度の実績データを集計したものに、全国計における令和3年度の見込み値の令和元年度の実績値との比率を乗じて算出。
  - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和元年度の実績データを集計したもののから、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和3年度の見込み値との比率を乗じて算出。
  - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和元年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

# 仕訳表（令和3年度見込）

## 【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,219,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	439,750
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,493,578
・前期高齢者納付金	1,344,451
・後期高齢者支援金	2,149,047
・退職者給付拋出金	67
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	181,180
・一般管理費（国庫負担を除く）	57,890
・貸付金	150
・雑支出	165,224
・準備金積立て	288,921
*事務経費・雑支出（国）	36,799
合 計	9,883,247

## 【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,858,447
その他収入	
・貸付金返済収入	150
・雑収入	20,463
*日雇特例被保険者保険料収入	1,126
*雑収入等（国）	3,062
合 計	9,883,247

・\*については、国の予算において計上されるもの。

・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・第3号経費及びその他収入において、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

# 保険料率別の支部数、令和2年度からの変化（暫定版）

令和3年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

令和3年度都道府県単位保険料率の  
令和2年度からの変化  
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

20

26

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。  
 注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

# 令和3年度富山支部保険料率の算定方法

- 端数整理のため、計数が整合しない場合がある（精算分やインセンティブ制度に係るものは0.001%単位で四捨五入、その他は0.01%単位で四捨五入）

## 第1号 保険料率

- 第1号経費（医療給付費）に係る部分
- 支部間で年齢調整（ア）、所得調整（イ）を講じる

$$\text{第1号支部保険料率 (調整前)} = \frac{\text{支部医療給付費}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{51,084\text{百万円}}{1,041,293\text{百万円}} = 4.91\%$$

【参考】

$$\text{第1号平均保険料率} = \frac{\text{全国医療給付費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{5,219,755\text{百万円}}{98,584,466\text{百万円}} = 5.29\%$$

# 令和3年度富山支部保険料率の算定方法

## ア. 年齢調整

年齢構成が高い支部ほど医療費が高くなる傾向にあるため、年齢構成を全国平均とした場合の医療費と、実際の支部の年齢構成に基づく医療費との差額を算出し調整を行う。

- 年齢構成が全国平均より高い支部（年齢調整額がマイナス） → 保険料率が下がる
- 年齢構成が全国平均より低い支部（年齢調整額がプラス） → 保険料率が上がる

$$\text{年齢調整額} = \text{平均給付費} - \text{標準給付費} = \mathbf{\blacktriangle 926\text{百万円}}$$

$$\begin{aligned} \text{平均給付費} &= \text{加入者一人当たり医療給付費} \times \text{支部加入者数} \\ &= 127,289\text{円} \times 4,224\text{百人} \\ &= 53,761\text{百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{標準給付費} &= \sum \{ \text{加入者一人当たり医療給付費 (年齢階級別)} \\ &\quad \times \text{支部加入者数 (年齢階級別)} \} \\ &= 54,687\text{百万円} \end{aligned}$$

年齢階級	一人当たり医療給付費 (円)	富山支部加入者数 (百人)	標準給付費 (百万円)
0～4歳	182,733	186	3,400
5～9歳	87,900	217	1,908
10～14歳	70,084	246	1,723
15～19歳	57,666	270	1,554
20～24歳	52,539	268	1,407
25～29歳	65,731	244	1,604
30～34歳	75,834	274	2,078
35～39歳	82,207	321	2,636
40～44歳	92,278	407	3,757
45～49歳	111,258	449	4,995
50～54歳	141,754	359	5,095
55～59歳	180,200	320	5,759
60～64歳	226,414	308	6,977
65～69歳	286,723	221	6,336
70～74歳	406,509	134	5,459
全体	127,289	4,224	54,687

# 令和3年度富山支部保険料率の算定方法

## イ. 所得調整

所得が低い支部ほど保険料率が高くなる傾向にあるため、実際の支部の所得水準に基づく医療費と、所得水準を全国平均とした場合の医療費との差額を算出し調整を行う。

- 所得が全国平均より高い支部（所得調整額がプラス） → 保険料率が上がる
- 所得が全国平均より低い支部（所得調整額がマイナス） → 保険料率が下がる

$$\begin{aligned} \text{所得調整額} &= \text{全国医療給付費} \times \frac{\text{支部総報酬額}}{\text{全国総報酬額}} - \text{平均給付費} \\ &= 5,219,755\text{百万円} \times \frac{1,041,293\text{百万円}}{98,584,466\text{百万円}} - 53,761\text{百万円} \\ &= 1,372\text{百万円} \end{aligned}$$

# 令和3年度富山支部保険料率の算定方法

## 第2号 保険料率

- 第2号経費（現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）のほか、インセンティブ制度の加算に係る部分

$$\begin{aligned} \text{第2号支部保険料率} &= \text{①インセンティブ分以外} + \text{②インセンティブ分} \\ &= 4.00\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{①インセンティブ分以外} &= \frac{\text{全国第2号経費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{3,933,328\text{百万円}}{98,584,466\text{百万円}} = 3.99\% \quad (\text{全国一律の保険料率}) \\ &\quad \text{※資料1-1(P4)のA} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②インセンティブ分} &= \frac{\text{支部加算額}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{72\text{百万円}}{1,041,293\text{百万円}} = 0.007\% \end{aligned}$$

## 第3号 保険料率

- 第3号経費（業務経費、一般管理費、準備金積立て、令和元年度精算分等）に係る部分

$$\begin{aligned} \text{第3号支部保険料率} &= \text{①令和元年度精算分以外} + \text{②令和元年度精算分} \\ &= 0.74\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{①令和元年度精算分以外} &= \frac{\text{全国第3号経費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{730,164\text{百万円}}{98,584,466\text{百万円}} = 0.74\% \quad (\text{全国一律の保険料率}) \\ &\quad \text{※資料1-1(P4)のB} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②令和元年度精算分} &= 0.00\% \quad (\text{支部の収支差がプラスの場合はゼロとなる。}) \end{aligned}$$



# 令和3年度富山支部保険料率の算定方法

## 収入等見込額 相当率

● 収入等見込額（日雇いの保険料収入、雑収入、令和元年度精算分等）のほか、インセンティブ制度の減算に係る部分

$$\begin{aligned} \text{収入等見込額相当率} &= \text{①令和元年度精算分及びインセンティブ分以外} + \text{②令和元年度精算分} \\ &+ \text{③インセンティブ分} \\ &= \mathbf{0.09\% (\text{※})} \end{aligned}$$

※計算により得られた値を0.01%単位で四捨五入

①令和元年度精算分及びインセンティブ分以外	=	$\frac{\text{その他収入}}{\text{全国総報酬額}}$	=	$\frac{24,801\text{百万円}}{98,584,466\text{百万円}}$	=	0.03% (全国一律の保険料率) ※資料1-1(P4)のC
②令和元年度精算分	=	$\frac{\text{支部収支差}}{\text{支部総報酬額}}$	=	$\frac{33\text{百万円}}{1,041,293\text{百万円}}$	=	0.003%
③インセンティブ分	=	$\frac{\text{支部減算額}}{\text{支部総報酬額}}$	=	$\frac{656\text{百万円}}{1,041,293\text{百万円}}$	=	0.063%